

「Greater Tokyo Pass」 デジタル企画乗車券の取扱方

2024.5.31 制定

訪日外国人を首都圏へ積極的に誘致するため、鉄道 13 事業者とバス 1 事業者が使用できるデジタル周遊企画乗車券「Greater Tokyo Pass」の取扱方については、この規程の定めるところによる。

この規程に定めていない事項については、各事業者が定める旅客営業規則等により取り扱う。

1. デジタル周遊企画乗車券名称

Greater Tokyo Pass（鉄道・都営バス）

2. 発売期間

2024 年 7 月 1 日から

3. デジタル周遊企画乗車券の運輸機関および運輸区域

(1) 鉄道および軌道での運輸機関および運輸区域は次のとおりとする。

運輸機関	運輸区域
小田急電鉄	鉄道線全線
京王電鉄	鉄道線全線
京成電鉄	鉄道線全線※ 1
京浜急行電鉄	鉄道線全線
相模鉄道	鉄道線全線
西武鉄道	鉄道線全線
東急電鉄	鉄軌道線全線
東京地下鉄	鉄道線全線
東京都交通局	鉄軌道線全線
東武鉄道	鉄道線全線
横浜市交通局	鉄道線全線
横浜高速鉄道	鉄道線全線
ゆりかもめ	鉄軌道線全線

※ 1 成田スカイアクセス線（京成高砂～成田空港間）は、以下の区間で利用可能

ア. 北総鉄道線区間（京成高砂～印旛日本医大間）を除く当社線および各運輸機関の各駅と成田湯川、空港第 2 ビルまたは成田空港間の各駅相互間

イ. 印旛日本医大～成田湯川～空港第 2 ビル～成田空港間の各駅相互間

(2) バスによる運輸機関および運輸区域は次のとおりとする。

運輸機関	運輸区域
東京都交通局（都営バス）	乗合バスの全路線（※注1の路線を除く。）
※注1 自治体のコミュニティバス、共同運行系統の他社便	

4. 発売個所

リンクティビティ株式会社（直販サイト）、提携する旅行会社、又はOTA（Online Travel Agent）

5. 発売方法

(1) 訪日外国人に発売する。

外国で発行されたクレジットカードでの発売、外国の電子マネーでの発売、又は外国語表示されたホームページのみで発売する。

(2) 使用者は全員訪日外国人とし、最大同時発売数は8人とする。

6. 発売日および有効期間

(1) 利用バウチャー有効期間

発売日から3ヶ月間

(2) 乗車券有効期間

利用開始日から連続する5日間

AM3:00 から翌日 AM2:59 を1日分利用とする。

7. 旅客運賃

大人 6,500 円 小児 3,250 円

※割引乗車券の発売は行わない

8. 効力

(1) 使用開始後の乗車券情報が表示されたデジタル端末を所持するものとする。なお、乗車券情報を複製して表示されるものは、乗車券としての効力はない。

(2) 鉄道における出場および入場の際は駅係員等に提示し、軌道またはバスにおいては乗務員等に提示するものとし、発売数以内の人数であれば乗車可能とする。乗車人数を分割しての利用は認めない。

また、乗車券情報が表示されたデジタル端末の障害により乗車券情報が確認できない場合は、利用できないものとする。

(3) 有効期間内は、第3項第1号の運輸機関（以下、「当該運輸機関」という）の運輸区域内に限り、途中下車、乗車経路および乗車回数の制限は行わない。

(4) 当該運輸機関以外の各事業者に跨り乗降した場合、直近となる運輸機関の運輸区域となる各駅相互間または、各停留所相互間の普通旅客運賃を別途収受するものとする。

(5) 当該運輸機関において、運行支障が発生した場合は、対象の振替輸送機関を利用することができる。各事業者の定めるところによる。

(6) 当該運輸機関において、有料特急、座席指定列車や深夜料金等の別途料金を必要とする列車またはバスを利用する場合は、別途料金を支払うものとする。

(7) 第3項第2号の運輸機関において、深夜バスを利用する場合は、事業者の定めるところによる。

9. 乗車券面

券面は、4か国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）表示とする。

(利用前)

(利用中)

(利用済み)

(アニメーション動作箇所)



※利用前と利用中で動作する

10. 不正乗車の取扱い

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合を不正乗車とする。

ア. 使用資格者以外の者が使用したとき。

イ. 発売数を超えた人数で使用したとき。

ウ. 使用者が旅券（パスポート）を携帯せずに使用したとき。

エ. 乗車券面等に表示の者が使用しないとき。

オ. 鉄道および軌道の運輸機関は、各事業者が定める旅客営業規則等によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車したとき。

カ. バスによる運輸機関は、各事業者が定める一般乗合旅客自動車運送事業運送約款の規定により無効となる乗車券を使用したとき。

(2) 不正乗車の場合は、割増運賃を収受、又は乗車券の無効化、又はその両方とする。

ア. 割増運賃の収受

複数人利用の場合は、1名でも不正が発覚した場合は、その発売数全員分を対象とする。

a. 鉄道および軌道の運輸機関は、無札旅客として当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃と併せて収受する。また、乗車駅が不明な場合は、当社線の最遠となる駅からの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃と併せて収受する。

b. バスによる運輸機関は、各事業者で定める普通旅客運賃および割増運賃を収受する。

イ. 乗車券の無効化

複数人利用の場合は、1名でも不正が発覚した場合は、その発売数全員分を対象とする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、特別の理由があって、特段支障がないと認められるときは、割増運賃の収受、又は乗車券の無効化、又はその両方を免除等する場合がある。

11. 再発行

Greater Tokyo Pass（鉄道・都営バス）は、盗難、紛失の場合、再発行の請求をすることはできない。

12. 払いもどし

(1) 利用開始前

4. 発売箇所に定める発売機関において、発売した機関に限り、発売数量の全てを払いもどしする。

ただし、取り扱いについては、各発売機関の定めによる。

なお、払いもどし手数料は、各発売機関の定めによる。

(2) 利用開始後

全運輸機関に乗車回数の制限がないため取扱いしない。なお、荒天等による運行見合わせとなった場合においても、有効期間の延長および払いもどしの取扱いは行わない。

また、発売数量の変更による払いもどしの取扱いは行わない。